

# 白鳥 誠 市政リポート

発行:民主党千葉市議会議員団・白鳥誠事務所

〒266-0033 千葉市緑区おゆみ野南2-97-9 TEL.043-293-7130 FAX.043-307-4882 E-mail: info@m-shiratori.jp URL: www.m-shiratori.jp

防災編 Part 1 政府の地震調査委員会が発表した2014年版「全国地震動予測地図」では、関東地方の多くの地点で30年以内に 震度6弱以上の揺れが起こる確率が上昇しました。千葉市においても、73%と非常に高い確率となっています。震 度6弱の揺れは、立っているのが難しく、固定していない家具のほとんどが移動し耐震性の低い木造の住宅などは 倒壊する恐れもあります。いつ地震が起きても対応できるよう、日ごろから災害に備えておくことが必要です。今号 では、市が昨年度行ったアンケートの結果、防災に関して知りたい知識・情報のなかで、「災害時の避難と避難場所」 「外出先で帰宅困難となった場合の対処方法」について、千葉市の取っている対策を中心に報告いたします。

#### 「災害への備え」について一千葉市インターネットモニターアンケート調査結果

平成25年2月14日午前9時~20日午後4時 ◎調査回答モニター数 1,252 人(回答率 37.6%)

#### **Q** 防災に関して知りたい知識や情報は何ですか。(複数回答可)

災害発生の仕組み	218	5.4%
過去の災害事例と教訓	434	10.7%
災害時の避難と避難場所	753	18.5%
家庭における地震対策	600	14.7%
外出先で帰宅困難となった場合の対処方法	777	19.1%
市の防災対策	511	12.6%
自治会等での防災体制	457	11.2%
災害時のボランティア活動	319	7.8%

#### 災害時の避難と避難場所

#### 1. 避難のタイミング -千葉市「わが家の危機管理マニュアル」より

- (1)自宅倒壊の恐れ、火災の延焼など危険を感じたとき
- ②防災関係機関などの避難指示があったとき

## 2. 避難の心得8か条 -千葉市「わが家の危機管理マニュアル」より

#### ①避難する前に、もう一度火元を確かめ、ブレーカーも切る (ガスは元栓を締める)。

→阪神・淡路大震災では、通電火災による出火が多く報告されています。災害 発生時に停電後、数時間〜数日後に復旧し通電した時に起こる「誰もいない 間の通電による火災」。地震発生後何時間もたってから火事になることがあり ました。

- ②家には避難先や安否情報を書いたメモを残す。
  - →電話等がなかなか使えませんでした。
- ③荷物は最小限にする。
  - →いざというときに、すぐ持ち出せるよう非常持出袋として準備しておくとよい。
- ④ヘルメットや防災ずきんで頭を保護し、長袖や長ズボンなどの安全な 服を着用する。
  - →余震等で、落下・転倒物の危険性があります。
- ⑤避難は徒歩で(車やオートバイは使用しない)。
  - →大渋滞となり、緊急救助作業車や消防車、救急車が渋滞で立ち往生します。 車からの避難は、キーはつけたままにし、ドアをロックしないで、窓を閉めます。
- ⑥お年寄りや子どもへは声をかけ、手をしっかり握る。
- ⑦避難場所へ移動するとき、狭い道、壁ぎわ、川べりなどは避ける。
  - →強い揺れに襲われると、路上には落下物や倒壊物があふれます。1978年 宮城県沖地震では、死者の大半がブロック塀の倒壊によるものでした。
- ⑧近所の人たちと集団で。避難は近所の小・中学校などの避難場所へ。

避難するときは混乱防止のため、決められたルールと秩序を守り、お互いに協力し合うことが大切です。とくに、乳幼児、高齢者、病人、体の不自由な人を安全に避難させるために日頃から十分な対策を立てておきましょう。また、災害時に車で避難すると、避難場所やその周辺が車で混雑し、かえって避難が遅れます。救護活動もできなくなってしまいますので、自分の都合だけを考えた車での避難は絶対にやめましょう。

#### 3.避難所

(市が指定している避難場所・避難所・広域避難場所については、市HPの千葉市防災ポータルサイト→危機管理課→「避難場所・避難所・広域避難場所とは」を参照してください)

避難所は、災害発生時において、地域住民や滞在者の身の安全を守る場所で、一時的な宿泊可能施設です。現在、千葉市では、小・中・高等学校、公民館等の283か所(緑区34か所)が避難所として指定されています。

- \*避難場所、広域避難場所は火災などから身の安全を守るオープンスペースです。
- \*危険回避のため、市が避難場所等に指定していない公園等についても、市指定の避難場所等へ 避難する前に、一時的に身の安全を図る場所として活用します。

#### 避難所運営委員会

千葉市は、災害発生時に、住民が一時的に避難する必要がある場合、区災害対策本部から派遣した職員が主体となって、学校等に避難所を開設します。しかし、災害の規模が大きければ大きいほど、職員の到着の遅れや被災等により、「避難所の開設が大幅に遅れる」、「十分に職員を派遣できずに避難所運営に支障をきたす」など、現実問題として、職員だけでの避難所の開設や運営が困難となります。そこで、先ずは発災直後から3日間・72時間の混乱期においては、住民自らが、生き残るための最低限のことを、自分たちで最優先に行っていく必要があります。そのために、事前に避難所となる施設を中心に、地域の町内自治会、自主防災会等が一体となった「避難所運営委員会」を設置し、災害発生時に地域住民同士が連携しながら、避難所の開設・運営を行う体制づくりを進めています。

#### 避難所運営委員会の役割

《平常時》

避難所運営の準備(避難所運営マニュアルの作成等)を行います。

- 1. 避難所運営における役割分担の決定
- 2. 施設の使用範囲・使用方法の決定
- 3. 避難所生活のルールの決定
- 4. 避難所開設・運営の訓練 など (火火 中味)

《災害時》

避難所の開設と運営を行います。

- 1. 地域の被害状況の把握と安否確認
- 2. 作成した避難所運営マニュアルによる避難所の開設と運営

緑区では、34箇所すべての避難所において、「避難所運営委員会」が設立されました。それぞれの避難所運営委員会で、上記事項の準備・活動が進められていますが、円滑な避難所の開設・運営のためには、地域の皆さんの協力が必要です。

(裏面に続く)

# 市政報告のお知らせ(明日見俱楽部主催・市政懸談金)

1月31日(土)

13:30~14:3

11:00~12:00 (鎌取コミュニティセンター・2F集会室) 13:30~14:30 (誉田公民館・会議室) 15:30~16:30 (あすみが丘プラザ・3F会議室1)

# 帰宅困難者対策~安全な帰宅のために~

--千葉市「帰字困難者対策 | 等より(市HP千葉市防災ポータルサイト→危機管理課→帰字困難者対策)

平成23年3月11日の東日本大震災では、鉄道など、公共交通機関が長時間停止しました。この地震により発生した帰宅困難者は千葉県内で約52万人、首都圏では約515万人と推定されています。また、今後30年以内に約70%の確率で発生すると予測されている「首都直下地震」が昼に発生した場合では、首都圏で約650万人の帰宅困難者が発生すると見込まれています。

## 帰宅困難者がとるべき行動とは

# 1

#### むやみに移動・帰宅を開始しないでください!

例えば、駅にいる方は駅で、職場にいる方は職場で、学校にいる方は学校で、自分の身の安全を確保し、その場で落ち着いて状況を把握しましょう。発災直後に状況を確認せず、慌てて帰宅を開始すると、路上や駅周辺が混雑し、集団転倒などに巻き込まれたり、火災や余震による沿道建物からの落下物による二次災害に巻き込まれる恐れがあるなど、大変危険な状態となります。また、帰宅・送迎の車などで道路が渋滞したり、一斉に徒歩帰宅をはじめた方々が路上にあふれることにより、救急・消防・警察などの緊急車両の通行が妨げられる恐れがあります。

# 2

#### 安否を確認しましょう!

- まずは慌てず落ち着いて、自分の安全を確保し、家族等の安否確認を行いましょう。発災後、 しばらくは電話がつながりにくい状態が続きますので、災害時に有効な「災害用伝言ダイヤル 171」\*や「災害用伝言板サービス」などを活用しましょう。
- 家族等との連絡や安否確認方法については、日頃から家族で話し合って決めておくほか、 災害用伝言サービスの利用方法について、確認・体験しておきましょう。

#### \*災害伝言ダイヤル(171)の利用方法

被災地の方が、自宅の電話番号宛に安否情報(伝言)を音声で録音し、全国からその音声を再生することができます。(詳細はNTT東日本でご確認ください。)

#### 操作手順

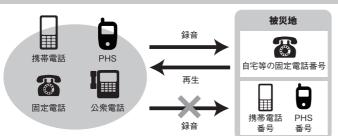
- ① 171をダイヤルします。
- ② ガイダンスに従って、録音の場合は1を、再生の場合は2をダイヤルします。 (暗証番号を付けて録音・再生を行うこともできます。)
- ③ ガイダンスに従って、自宅(被災地)の電話番号、または、連絡をとりたい 被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤルします。
- 4 伝言を録音・再生することができます。

伝言録音時間 1伝言あたり30秒以内

伝言保存期間 録音してから48時間(体験利用時は6時間)

伝言蓄積数 電話番号あたり1~10伝言

毎月1日・15日など体験利用日が設けられています。 この日を利用して、実際に体験しておきましょう。



・災害用伝言ダイヤルは、地震、噴火などの災害の発生により、被災地への通信が増加し、つながりにくい状況になった場合に提供が開始される声の伝言板です。(提供の開始、登録できる電話番号、伝言録音時間や伝言保存期間など運用方法・提供条件については、状況に応じてNTTが設定し、テレビ・ラジオ・インターネット等で告知されます。)

・伝言の録音が可能な電話番号は、被災地(概ね都道府県単位)にある固定電話の電話番号になります。また、電話番号は市外局番から入力する必要があります。

\*災害用伝言板の利用詳細は、NTTドコモ、au、ソフトバンク、イーモバイル、ウィルコムの各社でご確認ください。

# 3

#### 公共交通機関の運行情報を確認しましょう!

鉄道など公共交通機関の運行情報や、道路の被害情報を確認し、状況に応じて職場等で 宿泊するなど適切に判断しましょう。

#### 白鳥誠プロフィール



1958年 (昭和33年1月30日生まれ) 1976年 千葉県立木更津高校卒業 1981年 立教大学を経て、そごう百貨店入社 (1999年まで18年間、有楽町そごう勤務) 2003年 岡島一正衆議院議員公設秘書 2007年 (4月)千葉市議会議員選挙において緑区より出馬。 7,461票を獲得し、初当選 2011年 (4月)千葉市議会議員選挙において緑区より出馬。 7,557票を獲得し、2期目当選

#### ご意見を お聞かせください!

# 災害発生時の帰宅困難者による混乱を抑制するため、千葉市では、一時滞在施設を指定しています。一時滞在施設は、市の要請等に基づき、施設管理者が施設の安全を確認した場合に開設します。開設期間は発災から公共交通機関が復旧するまで(最大3日間程度)を

-時滞在施設の開設状況を確認しましょう!

場合に開設します。開設期間は発災から公共交通機関が復旧するまで(最大3日間程度)を想定しています。ただし、施設の安全が確認できない場合やイベント開催時の利用者保護のため外部からの受入れが困難な場合などは、開設することができない場合があります。

#### 千葉市 帰宅困難者一時滞在施設

No.	名称	所在地
1	千葉競輪場	中央区弁天4-1-1
2	千葉サイクル会館	中央区松波1-1-10
3	千葉市生涯学習センター	中央区弁天3-7-7
4	千葉県庁本庁舎·中庁舎·南庁舎	中央区市場町1-1
5	千葉県文化会館	中央区市場町11-2
6	幕張メッセ	美浜区中瀬2-1
7	千葉国道事務所	稲毛区天台5-27-1

#### \*JR駅での対応

・JRでは、駅構内の安全が確認された場合、一時的なお客様の滞在場所として、「一時滞在場所」を案内することとしています。

・市から、一時滞在施設の開設情報が入り次第、お客様にお知らせし、駅周辺の滞留者等に周知することとしています。(構内放送・貼り紙等)

\*他市例 駅周辺一時滞在施設

·JR市川駅 ·県有施設1施設 ·民間協定施設6施設 (現代産業科学館ほか)

・JR船橋駅 ・市有施設1施設 ・民間協定施設8施設 (市民文化ホール、船橋グランドホテルほか)

#### やむを得ず徒歩で帰宅する方は、コンビニエンスストアなど 災害時帰宅支援ステーションの協力を得ながら無理をせず 帰宅しましょう。

#### 災害時帰宅支援ステーション

千葉市を含む九都県市では、徒歩で帰宅する方を支援するために、コンビニ、ガソリンスタンド、飲食店などと災害時の協定を締結し、水道水、トイレ、各種の災害情報の提供などを行っていただくことにしています。



※水は水道水です。商品のペットボトル水を無償で提供することはありません。

災害時帰宅支援ステーションとしてご協力いただけるコンビニ、飲食店などにはステッカーが掲示されています。

# STOLEN ST

#### もしものために、日頃から備えましょう

- ●企業などは、3日間分程度の飲料水・食料などを備蓄し、従業員等の一斉帰宅の抑制に 努めましょう。
- ●個人は、職場や学校に、運動靴のほか、持ち運べる飲料水や食料などを用意しておきましょう。
- ●実際に職場や学校から自宅まで徒歩で帰宅し、ルートを把握しておきましょう。

#### 駅周辺帰宅困難者等対策協議会が設置されています。

千葉市では、災害等が発生した場合における公共交通機関の停止又は遅延により、駅周辺において帰宅が困難となる者、又はやむを得ず当該地域から徒歩により帰宅する者に対して、必要な支援を図ることを目的として、行政・警察・交通機関・商業施設等による千葉駅周辺帰宅困難者等対策協議会、海浜幕張駅周辺帰宅困難者等対策協議会を設置しています。

地震等の自然災害は、いつでもどこでも起こり得ます。被害を軽減し、安全・安心な暮らしを確保するためには、市民、地域、行政がそれぞれ防災対策に取組むことが必要です。防災対策の基本は、住民ひとりひとりが自分の命は自分で守る(自助)、地域住民が協力してまちの安全をみんなで守る(共助)、行政が災害に強い地域の基盤整備を進める(公助)、ことです。特に、自助、共助の取組みによる地域の防災力の強化が被害を減らす大きな力となります。次号では、「家庭における地震対策」等について、報告いたします。

# MAIL: info@m-shiratori.jp FAX:043-307-4882

今回取り上げた問題等、市政に関わること何でも結構です。 みなさんのご意見をお聞かせください。どうぞよろしくお願いいたします。